

# 償却資産にも

## 固定資産税がかかります

〈問い合わせ〉 役場 税務課資産税係 TEL(62)9181

### ■固定資産税の償却資産とその申告

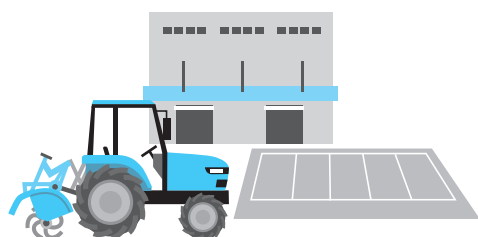
事業を営む（農業や商店、自営業など）ために用いている構築物や機械、運搬具、備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。これらの償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。（地方税法第383条）

課税については、申告した償却資産の評価額の合計を課税標準額とし、土地家屋と併せて、「固定資産税」として毎年5月に通知します。償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

※申告書様式は送付します。資産税係までご連絡ください。

### ■申告する償却資産

- ① 所得税の所得計算上、減価償却の対象となるもの（所得税および住民税の申告で必要経費の中で減価償却として掲げているもの）
- ② 耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のも（耐用年数が過ぎたものでも、事業に使用していれば申告してください）
- ③ 「大型特殊自動車、その他運搬車（但し、自動車税および軽自動車税の課税対象となるものは除きます）」



### 償却資産の対象となる主な資産の例

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構築物        | <p>＜構築物＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場・道路の舗装、広告用看板、門、塀、庭園、ガス・石油タンク、その他土地に定着した土木設備など</li> <li>●プレハブなどの建物で基礎がないものまたは基礎がブロック単体・木杭などで簡易な建物</li> </ul> <p>＜建物付属設備＞</p> <p>受変電設備、ネオンサイン、スポットライト、屋外照明設備、屋外水道管、屋外排水管、生産事業（製造・加工など）の工程上必要な設備など（ボイラー、動力配線、配管など）</p> <p>※賃借人がその事業のために取り付けた内装・造作、建築設備などについては、賃借人が償却資産として申告していただくことになります。</p> |
| 機械および装置    | 工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類などの汎用機械類、その他各種産業用機械および装置など                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 船舶         | 漁船、一般船舶、作業船、ボートなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 航空機        | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 車両および運搬具   | 大型特殊自動車、その他運搬車（自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象外です。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 工具、器具および備品 | 電動カッターなどの工具、電圧計、陳列ケース、金庫、応接セット、パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫、その他の業務用備品、自動販売機など                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

# 償却資産についてのQ&A

**Q1. どうして申告をしなければならぬのですか？**

A. 法律（地方税法第383条）の定めによって、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を資産の多少にかかわらず1月31日までに村へ申告しなければなりません。

**Q2. 6月に事業を廃業しました。事業をやめた時も申告が必要ですか？**

A. 申告をお願いします。毎年1月1日以前に、廃業また譲渡などにより所有する資産がなくなった場合には、その旨を明記して申告書を提出してください。なお、6月に廃業した場合でも、当該年度の2期および3期分の償却資産にかかる固定資産税を納付していただく必要があります。

**Q3. 私は農業を営んでおり、田植機やトラクターなどを所有していますが、固定資産税はどうなるのでしょうか？**

A. 田植機は事業用の資産に該当しますので、償却資産として固定資産税が課税されます

が、トラクターなどの乗用の資産は軽自動車税の課税客体となるため、固定資産税ではなく、軽自動車税が課税されます。なお、トラクターを購入入された場合は、村税務課で標識交付の手続きを必ず行う必要があります。

**Q4. リース資産の申告は、どのように取り扱えばいいですか？**

A. 原則として、リース会社が納税義務者となりますので、リース会社が申告してください。ただし、リース期間終了後に無償譲渡の契約がある場合（所有権留付売買としてのリース）には、原則として借主が申告してください。

**Q5. 使用する技術が変わり、使っていない機械があります。解体に費用がかかるため、そのまま置いてあるだけで使用する予定はないのですが、申告する必要がありますか？**

A. 申告の必要はありません。旧式化などにより使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま、解体・撤去

されずに原形をとどめていて、税務会計上「有姿除却」しているのであれば、償却資産に含めません。

**Q6. 法人税の申告において耐用年数を経過し、減価償却済みとなった資産があります。申告する必要がありますか？**

A. はい。必要です。法人税法または所得税法において減価償却済みの資産であっても、事業のために使用している限り、固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、申告が必要です。

**Q7. 今年7月に飲食店を開業しました。平成28年度申告ではどのようなものを償却資産として申告したらよいのですか？**

A. 飲食店の場合、次のようなものが申告の対象となります。厨房機器、冷蔵庫、テーブル・イス、エアコン、テレビ、カラオケ機器、看板などです。また、自己所有の建物ではなく貸店舗テナントとして開業した場合は、店舗用に施工した内装工事や電気配線・空調工事、給排水設備も償却資産として申告の対象となります。

## 自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax

### 利用可能な手続

- 申告……………所得税（および復興特別所得税）、法人税・地方法人税（および復興特別法人税）、贈与税、消費税および地方消費税、酒税、印紙税
- 納税……………全ての国税
- 申請・届出等…納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など
- ※電子署名を必要としない一部の手続など（納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更など）については、スマートフォンなどでもご利用になれます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

利用開始の手続、受付時間、パソコンの環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967(22)0551（代表）